

大田原市くらし応援商品券を配布します



問 商工観光課 本4階
TEL 0287-23-8709

お米をはじめとする食料品などの物価高騰の影響を受けている市民の皆さまを支援するため「大田原市くらし応援商品券」を配布します。商品券は5月中旬から、ゆうパックにて全世帯へ順次送付する予定です。

- 内容** 1人あたり1万円分の商品券(1,000円分の商品券10枚のシート)
- 対象者** 令和8年4月1日現在で本市に住民登録をしている方
- 使用期間** 令和8年6月1日(月)～令和8年10月31日(土)
- 取扱店** 大田原市くらし応援商品券の取扱店にてご利用いただけます。市HPに最新の取扱店舗状況を掲載しています。
- その他** 対面での配達となりますので、確実な受け取りへのご協力をお願いします。

- ※置き配や郵便受けへの配達のご指定はできません。
- ※世帯主様宛で世帯人数分のシートが入っています。



移動図書館サービスを開始します



問 大田原図書館
TEL 0287-23-4560

大田原市立図書館では、図書館のサービスを市内の広い範囲にお届けするために、5月20日(水)から移動図書館サービスを開始します。

移動図書館では、図書の貸出と返却のほかに、利用者カードを作ることができます。初めて図書館を利用する方も、その場で本を借りることができますので、ぜひご利用ください。

第1・第3(水)	第2・第4(水)
10:00～11:00(60分間) 那須与一伝承館(道の駅 那須与一の郷)	10:00～10:50(50分間) 黒羽・川西地区公民館(市役所黒羽庁舎)
13:30～14:20(50分間) 須賀川地区公民館	13:00～13:50(50分間) 佐良土多目的交流センター
14:50～15:40(50分間) 両郷地区公民館	14:20～15:10(50分間) 佐久山地区公民館



国民健康保険税の税率などが変わります



問 国保年金課 本2階
TEL 0287-23-1120

国民健康保険は、病気や怪我をしたときに安心して医療を受けることができるように、お互いに助けあう医療保険制度です。制度の安定した運営を保つため、令和8年度から国民健康保険税率などを改正します。

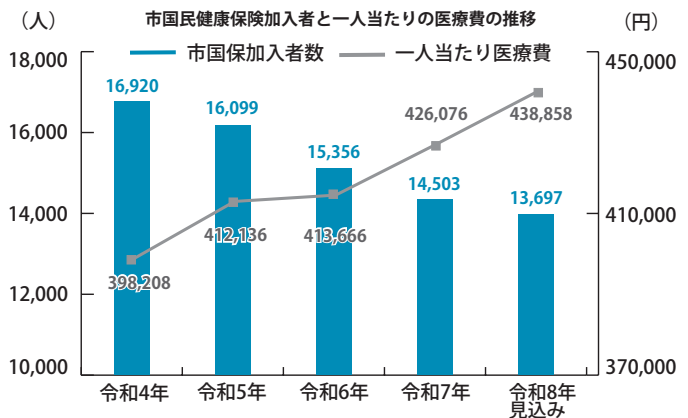
※詳細は市HP、または広報おたわら6月号折り込みチラシをご覧ください。

【改正のポイント】

- ①**子ども・子育て支援納付金(子ども分)の新設** 全国的に子ども・子育て支援金制度が始まります。
- ②**国民健康保険税の算定方式の変更** 県内市町の保険税の算定方式を統一するため、算定方式を変更します。
- ③**税率の改正** 国民健康保険の安定した財政運営を保つため、令和8年度から税率を改正します。
- ④**賦課限度額の変更** 地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税課税限度額を法定限度額に変更します。

【税率などの改正表】

賦課方式	医療分(基礎課税額)	後期高齢者支援金分	介護分(40歳～64歳)	子ども・子育て支援給付金分(新設)
所得割額	5.5%→5.6%	2.0%→2.1%	1.5%→1.6%	0.2%
均等割額	32,000円→26,000円	12,000円→9,800円	14,000円→10,000円	1,200円(18歳以上)
平等割額	18,000円(新設)	6,800円(新設)	5,000円(新設)	800円
課税限度額	650,000円→660,000円	240,000円→260,000円	170,000円(据え置き)	30,000円



後期高齢者医療制度の保険料と軽減措置



問 栃木県後期高齢者医療広域連合
☎ 028-627-6805

基礎賦課分(医療分)の保険料率は、2年に一度見直しが行われ、令和8年度は現役世代の負担増を抑制するための高齢者負担率引上げ、診療報酬のプラス改定による医療費の増加、子ども・子育て支援金制度創設などにより保険料率が引上げとなります。また、医療分に加えて子ども・子育て支援金分(子ども分)を保険料として徴収します。詳細は広域連合HPをご覧ください。

【令和8・9年度保険料率】

区分		令和6・7年度	令和8・9年度
医療分 保険料率	均等割額	45,600円	49,100円
	所得割率	8.84%	9.00%
	課税限度額	800,000円	850,000円
子ども分 保険料率 (新設)	均等割額	-	1,300円
	所得割率	-	0.25%
	課税限度額	-	21,000円

【軽減措置】

均等割の軽減は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得金額の合計に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。また、令和8・9年度で7割の軽減に該当する方は、「医療分」の均等割額が、さらに0.2割上乘せした7.2割が均等割額より軽減されます。

軽自動車税納税通知書の発送と減免の手続き

問 申 税務課 本 2階
☎ 0287-23-8785

軽自動車税は4月1日現在の原動機付自転車や小型特殊自動車、軽自動車などの所有者に課税されます。令和8年度軽自動車税納税通知書は5月8日⑤に発送予定です。納期限は6月1日⑥です。

なお一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免が受けられます。その種類・要件は次のとおりです。

減免区分	対象となる車両	申請に必要なもの
障害者減免	①身体障害者【注1】が所有し、身体障害者本人が運転する車両 ②心身障害者または心身障害者と生計を一にする方もしくは常時介護をする方が所有し、生計を一にする方もしくは常時介護をする方が運転する車両	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書 手帳(身体障害者手帳・療育手帳など) 運転する方の運転免許証 軽自動車税納税通知書
構造減免	①車検証に「車いす移動車」や「障害者輸送用」などと記載のある車両 ②車いすの昇降装置、固定装置などの特別仕様の車両	<ul style="list-style-type: none"> 市税減免申請書 車検証(コピー可) 軽自動車税納税通知書 納税義務者が法人の場合は法人登録印(実印) ②の車両は、装置などの写真
公益減免	公益性があると認められる団体の車両 ※使用方法・使用団体によっては減免の対象にならない場合がありますので、事前に税務課までご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> 市税減免申請書 軽自動車税納税通知書 法人登録印(実印)

【注1】減免の対象となる障害者の範囲 ※該当要件や詳細はお問い合わせください。(市HPにも掲載)

- ▶身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方
- ▶療育手帳の交付を受けていて、障害の範囲が「A」「A1」「A2」の方
- ▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方



●注意事項

- ▶令和8年4月2日以降に廃車や名義変更を行った場合でも、令和8年度の軽自動車税は課税されます。
- ▶令和7年度に上記の減免区分により減免を受けている方については、令和8年度の申請は不要となります。車両の乗り換えで対象車両を変更したいなどある場合は、税務課までご連絡ください。
- ▶令和8年度から新規で減免を受ける方は、軽自動車税納税通知書が届いてから納期限の6月1日⑥までに申請を行ってください。申請期間を過ぎると減免を受けることができません。
- ▶住所変更などにより納税通知書が届かない場合は税務課までご連絡をお願いします。
- ▶車検(継続検査)時の車検用納税証明書の提示が原則不要となっていますので証明書は郵送いたしません。
- ▶スマートフォン決済アプリまたはパソコンでの納付の場合、領収証書および車検用納税証明書は発行されません。
- ▶「障害者減免」の対象は、普通自動車などを含めて1人1台です。自動車税の減免については、栃木県大田原県税事務所(☎0287-23-4171)にお問い合わせください。